

ネパール国
ポカラ上水道改善計画
環境社会配慮ガイドライン
に基づく
異議申立に係る調査報告書

令和6年9月
(2024年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

環境社会配慮ガイドライン
に基づく異議申立審査役

異議申立制度と審査役について

2010年4月に公布した「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の遵守を確保すること等を目的として、事業担当部署及び環境審査部署（以下「事業担当部」という。）から独立した理事長直属の「異議申立審査役」（以下「審査役」という。）が設置されている。

審査役を設置した目的は、以下の2点である。

1. JICAによるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守に係る事実を調査し、結果を理事長に報告すること。
2. ガイドラインの不遵守を理由として生じた協力事業に関する具体的な環境・社会問題に係る紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者（申立人及び相手国等（相手国、相手国政府（地方政府を含む。）、借入人又はプロジェクト実施主体者をいう。以下同じ。））の合意に基づき当事者間の対話を促進すること。

審査役は、独立性、中立性、効率性、迅速性、透明性の基本原則に則って、その目的の実現を進めることとされている。

異議申立手続について

異議申立手続は、2010年4月に公表した「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」（以下「異議申立手続要綱」という。）にそのプロセスが示されている。申立書を受領した後、審査役が取るべきプロセスの概要は以下のとおりである。

1. 申立書の受理並びに申立人及び相手国等への通知

申立書に申立人の氏名及び連絡先が記載されている限り、審査役は申立書を受領後、原則として 5 営業日以内に、申立人、相手国等及び事業担当部に対し受理の通知を行う。

2. 予備調査

審査役は、申立書が所定の内容を十分に記載しているかどうかを書面調査し、特段の事情がない限り異議申立受理後、原則として 1 ヶ月程度で予備調査を終了させ、手続開始あるいは申立却下の決定を下す。

3. 手続開始決定

審査役は、異議申立が異議申立手続要綱に定める要件に合致しており、記載内容に相当程度の合理性が認められる場合には、手続開始の決定を下し、その旨理事長、申立人、相手国等及び事業担当部に書面で通知する。異議申立が却下される場合には、却下の事実とその理由を理事長、申立人、相手国等及び事業担当部に書面で通知する。

4. ガイドライン遵守に係る事実の調査

審査役は、ガイドライン遵守に係る事実を調査するため、申立人と直接面会し、申立人から直接異議申立に係る事項をヒアリングすることができる。審査役は、事業担当部にヒアリングを行い、意思決定までに行われた環境社会配慮及びモニタリングに係る事実を確認する。また、環境社会配慮確認及びモニタリングの確認に JICA が利用した一切の資料を閲覧することができる。更に、審査役は、紛争の解決のため、申立人を含む影響を受けた住民及び相手国等の間の対話の促進のため、対話の仲介をすることができる。

5. 理事長への報告

審査役は、手続開始決定後 2 ヶ月以内に、ガイドラインの遵守に係る事実についての調査結果、対話の進捗状況、和解が成立した場合の当事者間の合意について報告書を作成し、理事長に報告する。なお、審査役は、調査又は対話の促進のために更なる時間が必要であると判断する場合には、延長が必要な理由を理事長に報告し、理事長が期間の延長につき相当程度のやむを得ない事情があると判断する場合には、更に 2 ヶ月を限度として期間を延長することができる。審査役の報告書は、理事長への提出後、直ちに当事者に送付される。当事者は審査役の報告書の内容に対する意見書を審査役に提出することができる。

6. 事業担当部からの意見

事業担当部は、必要に応じて審査役の報告書の提出後 1 ヶ月以内に、審査役の報告書に対する意見及び不遵守の判断の場合には今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等をまとめた意見書を書面で理事長に提出する。

序文

この調査報告書（以下「本調査報告書」という。）は、ネパール国ポカラ上水道改善計画事業（以下「本事業」という。）に関する異議申立（以下「本件申立」又は「本件申立書」という。）に対して作成されたものである。

異議申立手続要綱が定めるとおり、審査役の調査の目的は、JICAによるガイドラインの遵守確保のため、ガイドラインの遵守・不遵守に係る事実を調査し、また、協力事業に関する環境・社会問題に係る紛争の迅速な解決のため、当事者間の対話を促進することである。したがって、本調査報告書は、相手国等や事業当事者を調査の対象とするものではない。審査役は、異議申立手続要綱に従い、手続開始決定後2ヶ月（延長した場合も最長4ヶ月）以内に、JICA理事長に報告することとなっており、かかる時間的制約の中で取得可能な情報に基づき、ガイドラインの遵守に係る事実についての調査結果、対話の進捗状況、当事者間の対話促進へ向けた提言について報告書を作成するものである。

本件は、本事業に用地を提供し直接的な影響があった住民と、それ以外の現地ステークホルダーから申立てがなされたものであり、申立人は、「人々は本事業が様々な活動を支援するという期待と理解をもって土地を提供した」として、自動車が通行可能な道路及び橋の建設を希望している。これらはJICAが無償資金協力で行う本事業の対象には含まれないものの、審査役は、予備調査において本件申立書及びその添付資料を善解して申立ての内容を判断し、手続開始決定を行った等の事情があった。

以上のような本件申立の事情に加え、申立人からは厳密な秘匿性が求められていたため、関係者へのヒアリングや入手した情報の取扱いには細心の注意を払った。本件申立に対する調査（以下「本調査」という。）の過程を通じて、ガイドライン不遵守の有無を点検し対話を促進する制度の目的、審査役の役割を踏まえ、申立人の意向を最大限尊重しつつ、幅広い情報収集・事実確認に努めた。

この場を借りて、審査役は、本調査の実施及び報告書作成に協力頂いた全ての関係者に感謝を申し上げる。特に、本調査に応じてくださった申立人、ネパール政府、ポカラ市、ネパール水道公社(Nepal Water Supply Corporation)の関係者、現地ステークホルダーの方々、そして、JICA関係者に対しそれぞれ心から謝意を表す。

2024年9月

異議申立審査役

掛川 三千代 (かけがわ みちよ)

創価大学 経済学部 教授

作本 直行 (さくもと なおゆき)

日本貿易振興機構 (JETRO) ・アジア経済研究所 名誉研究員

村山 武彦 (むらやま たけひこ)

東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授

目 次

序文	iii
略語表	vi
地図	vii
第1章 受理した異議申立の概要	1
(1) 国名	1
(2) 事業対象地域	1
(3) プロジェクト名称	1
(4) 本件申立の骨子	1
(5) 指摘されているガイドライン不遵守	1
第2章 予備調査の結果	2
第3章 事実関係調査の結果	2
(1) 事実関係調査のために実施したヒアリング	2
(2) ガイドライン遵守・不遵守に係る事実の調査結果	3
(3) ガイドライン遵守・不遵守に係る事実の調査結果に基づく JICA のガイドライン 不遵守の有無の判断	10
第4章 対話の促進に関する現状	14
(1) 当事者間の認識の違いとその背景	14
(2) 本事業における対話促進の課題と現地調査を通じた当事者間の情報共有	15
第5章 審査役による JICA への提言	16
(1) 情報公開：積極的な情報公開を進めるための努力の推進	16
(2) 現地ステークホルダーとの協議、社会的合意：ステークホルダーの意味ある参加 が確保され、ステークホルダーの意見が意思決定に十分反映されることの確認	17
(3) 用地取得：用地取得に関する補償プロセス（再取得価格）実施の確認	17
第6章 審査役の判断の根拠となった主な資料のリスト	18

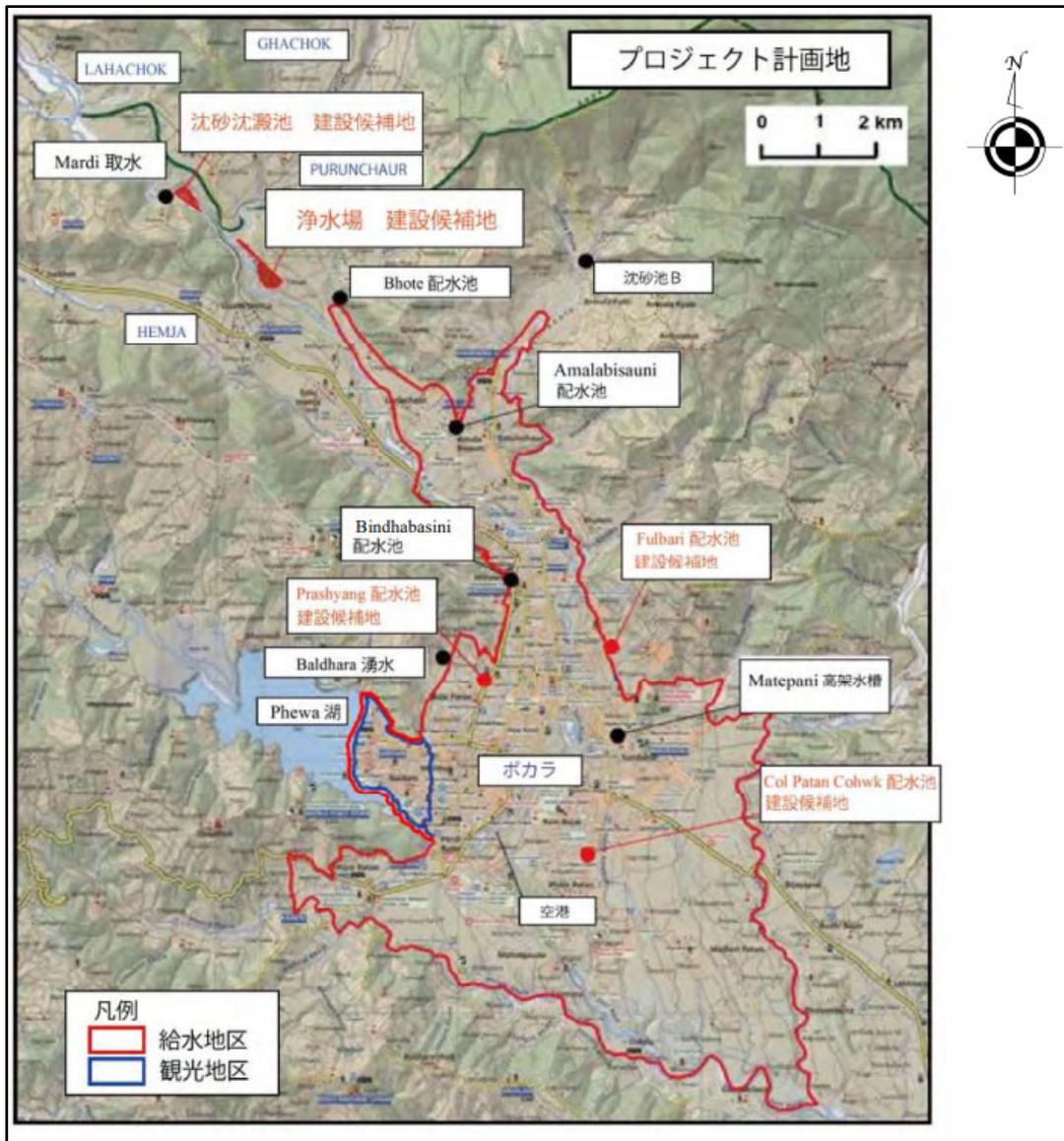
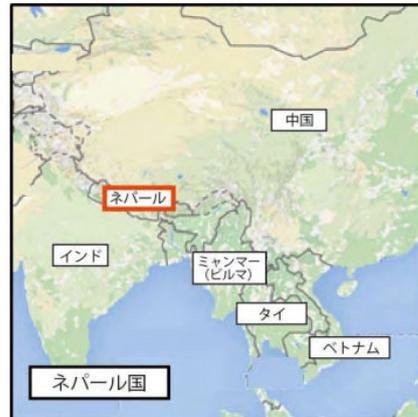
付属資料

付属資料 1	異議申立書（原本：英語）
付属資料 2	予備調査結果
付属資料 3	事実関係調査のために実施したヒアリング概要
付属資料 4	ネパール国ポカラ上水道改善計画事業の概要

略 語 表

EPA 1997	Environment Protection Act 1997	環境保護法（1997年）
EEP	Environmental Enhancement Program	環境向上策
EIA	Environmental Impact Assessment	環境影響評価
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
NWSC	Nepal Water Supply Corporation	ネパール水道公社
RAP	Resettlement Action Plan	住民移転計画

地図



第1章 受理した異議申立の概要

受理した異議申立書（付属資料1）の概要は、以下のとおりである。

(1) 国名

ネパール

(2) 事業対象地域

ポカラ市

(3) プロジェクト名称

ポカラ上水道改善計画

(4) 本件申立の骨子

申立人は、申立人その他の地域住民を含む現地ステークホルダー¹の生活水準の向上を期待して本事業のために土地（農地）を提供したが、プロジェクト実施主体者であるネパール水道公社（Nepal Water Supply Corporation、以下「NWSC」という。）は現地ステークホルダーの要請に対して適切な対応を行っていないことを主張する。特に、申立人は、NWSC に対して自動車が通行可能な道路及び橋の建設を要請し、これに対し事業関係者（project personnel）もこれらを建設する旨の約束を現地ステークホルダーとの会議において複数回行っていたにもかかわらず、結局、かかる道路及び橋は建設されていない、と主張する。

また、本件申立書の添付資料において、申立人は、過去に NWSC に対して以下を主張していた。

- ・ 用地取得による農地損失に対する補償が再取得価格に満たないこと
- ・ パイプラインからの灌漑用水の漏水や小石・砂利の農地への放出による農業収穫量の低下

(5) 指摘されているガイドライン不遵守

本件申立書には、申立人が不遵守であると考えられるガイドラインの具体的な条項の指摘は

¹ 現地ステークホルダーとは、事業の影響を受ける個人や団体（非正規居住者を含む。）及び現地で活動している NGO をいう。

ない。

第2章 予備調査の結果

審査役は、本件申立について、以下のとおり、予備調査を実施した。

- ① 2024年2月13日 本件申立書の受領
- ② 2024年2月20日 本件申立書の受理
- ③ 2024年2月21日 予備調査開始
- ④ 2024年5月31日 予備調査検討結果（付属資料2）公表（手続開始決定）

第3章 事実関係調査の結果

(1) 事実関係調査のために実施したヒアリング

審査役は、本件申立について、手続開始決定後、以下のとおり、事実関係調査のためのヒアリングを実施した（ヒアリングの概要は付属資料3参照）。

(I) 国内調査

- 2024年6月10日 事業担当部（現在）からのヒアリング
- 2024年7月2日 本事業の事業コンサルタントからのヒアリング
- 2024年7月8日・9日 JICA ネパール事務所（当時）からのヒアリング
- 2024年8月5日・9日 事業担当部（当時・現在）からの追加ヒアリング

(II) 現地調査

- 2024年6月17日～6月21日
掛川審査役による現地調査
(申立人を含む延べ30名からのヒアリング（付属資料3参照）)

(2) ガイドライン遵守・不遵守に係る事実の調査結果

(I) 調査対象とするガイドラインの関連事項について

上記第1章(4)のとおり、申立人は、以下の点を主張している。

- ・ 現地ステークホルダーの生活水準の向上を期待して本事業のために土地（農地）を提供したが、NWSCは現地ステークホルダーの要請に対して適切な対応を行っておらず、特に、自動車が通行可能な道路及び橋の建設を要請し、これに対し事業関係者もこれらを建設する旨の約束を現地ステークホルダーとの会議において複数回行っていたにもかかわらず、結局、かかる道路及び橋は建設されていない。
- ・ 用地取得による農地損失に対する補償が再取得価格に満たない。
- ・ パイプラインからの灌漑用水の漏水や小石・砂利の農地への放出による農業収穫量の低下

また、申立人からは、JICA ネパール事務所が現地ステークホルダーから環境アセスメント報告書（以下「EIA 報告書」という。）の開示を求められていたにもかかわらず、開示しなかったという主張もなされている。

本件申立書には、申立人が不遵守であると考えるガイドラインの具体的な条項の指摘はないが、審査役は、上述の申立人の主張内容を踏まえ、以下の3点について、ガイドラインの不遵守が問題となり得ると考え、本調査を実施した。

- (A) EIA 報告書の公開：ガイドライン第 2.1 条第 1 号、第 5 号及び第 6 号並びに第 3.2.1 条第(2)項第 2 号
- (B) 本事業に係る現地ステークホルダーとの協議・社会的合意：ガイドライン第 2.4 条第 1 号、第 5 号及び第 1.6 条第 2 号・別紙 1
- (C) 本事業における用地取得に対する補償：ガイドライン第 1.6 条第 2 号・別紙 1

以下においては、上記(A)、(B)及び(C)の項目ごとに「申立人の主張の要旨」、「事業担当部の説明の要旨」並びに「事実関係調査により確認した事実関係」に分けて、ガイドラインの遵守・不遵守に係る事実の調査結果を整理する。

(II) ガイドライン遵守・不遵守に係る項目別の調査結果

(A) EIA 報告書の公開について

(i) 申立人の主張の要旨

- ・ 現地ステークホルダーは、NWSC に対して EIA 報告書の写しの提供を要請したが NWSC は受け入れなかった。
- ・ 現地ステークホルダーは、JICA ネパール事務所にも同様の要請を行ったが、JICA ネパール事務所からも EIA 報告書は提供されなかった。

(ii) 事業担当部の説明の要旨

- ・ 公聴会において環境影響評価（Environmental Impact Assessment、以下「EIA」という。）の内容について説明がなされている。
- ・ 「ネパール国ポカラ上水道改善計画準備調査報告書（平成 28 年（2016 年 9 月）」（以下「協力準備調査報告書」という。）は、JICA のウェブサイトで公開されている。
- ・ ガイドラインにおいて、カテゴリ B 案件の EIA 報告書の相手国における公開を必須とする旨の規定はない。現地ステークホルダーからの EIA 報告書の開示の依頼を受けて、JICA ネパール事務所は NWSC へ対応を求めた。その後、事業コンサルタントからの日常的な報告を通じて、様々な現地ステークホルダーの要請が NWSC へ伝えられている点は承知しており、現地ステークホルダーに対する EIA 報告書の開示についても NWSC が対応しているものと理解していた。
- ・ JICA は EIA 報告書のコピーを入手していたものの、NWSC より正式には受領していない。

(iii) 事実関係調査により確認した事実関係

<ネパール政府内の EIA 報告書の公開状況と法の定め>

- ・ 本調査報告書作成時点（2024 年 9 月 30 日）において、本事業の EIA 報告書が森林環境省や NWSC のウェブサイトで公開されていることは確認されなかった。
- ・ ネパールの法律事務所である Neupane Law Associates（以下「現地法律事務所」という。）によれば、環境保護法（1997 年）（Environment Protection Act 1997、以下「EPA 1997」という。）の下では、EIA 報告書の承認後にインターネット等で一般に公開することは求められていないが、ネパールでは憲法上の権利として国民が

政府機関の情報にアクセスする権利が認められているところ、国民から EIA 報告書の開示について請求があった場合、NWSC 等の関係政府機関は情報公開しなければならないとされている。

<NWSC の対応>

- ・ NWSC からは以下の説明があった：
 - NWSC は、国民から開示の請求があった場合、申請フォームへの記入を求め、その記入内容（氏名や開示請求の理由・目的等）を確認した後、開示（原本の提示又は写しの提供）を行う体制をとっていた。EIA 報告書については、開示請求の目的等を確認した上で、開示している。
 - EIA 報告書は、ネパールの法律において開示すべきものとされており、開示しない場合は、逆に NWSC が訴えられる可能性もあるため、開示を拒否することはない。
 - JICA から EIA 報告書の開示についてレターを受領したことがある。

<EIA 報告書の公開請求に係る関係者間のやり取り>

- ・ 当時の資料から、JICA ネパール事務所が現地ステークホルダーから、本事業の EIA 報告書の開示を求められていること、JICA ネパール事務所がこれを受けて NWSC に対して、現地ステークホルダーからの EIA 報告書の開示に係る当該要請を関係機関と共有し、EIA 報告書の開示を求める助言を行っていること、その後 JICA ネパール事務所から現地ステークホルダーに対して、相手国等に直接コンタクトをするよう返信がなされていることが確認された。

(B) 本事業に係る現地ステークホルダーとの協議・社会的合意について

(i) 申立人の主張の要旨

- ・ 申立人は、現地ステークホルダーと事業関係者との会議において自動車が通行可能な道路及び橋梁の建設を要請し、これに対し事業関係者もこれらを建設する旨の約束を複数回行っていた。しかし、本事業が完成するという今現在、事業関係者は、現地ステークホルダーの定期的な要請とフォローアップにもかかわらず、現地ステークホルダーの苦情に注意を払っていない。現地ステークホルダーは、本事業のために農地を提供し、引き換えに市場へのアクセスのために必要なインフラ整備を期待していたが、必要なインフラ整備は一向になされなかった。

- ・ また、申立人は、JICA ネパール事務所に対して、現地調査を行い、現地ステークホルダーと話し合うことをリクエストしている。
- ・ さらに、NWSC は、現地ステークホルダーとの協議なしでプロジェクトを進めている。
- ・ 申立人は、本事業が JICA の支援する大規模な事業で、補償費の金額は低いので、コミュニティ開発がなされると期待した。また、本事業開始前に実施された調査当時の区 (ward) 関係者は、補償費の金額が低い代わりに、コミュニティ開発が実現すると信じて、現地ステークホルダーを説得した。さらに、Chief District Office から本事業が実施されればコミュニティ開発も実現するので現地ステークホルダーを説得するよういわれた。

(ii) 事業担当部の説明の要旨

- ・ EIA 報告書の中で、環境影響への緩和策とは別に、NWSC が現地ステークホルダーと共に、本事業の実施により影響を受けるコミュニティを対象に生計向上を目的とした環境向上策 (Environmental Enhancement Program、以下「EEP」という。) を実施することが提案されている。
- ・ 申立人の要請する橋・舗装道路の費用はそれぞれ約 7,000 万ルピー、約 3,000 万ルピーと見積もられており、EEP に記されている予算規模 (総計 520 万ルピー) と比べて桁違いに大きく、EEP に含まれるものとは考え難い。
- ・ JICA ネパール事務所 (当時) によれば、当時コロナ禍だったこともあり、現地視察はできなかった。本事業で問題が発生すれば本部の事業担当部に相談して対応していた。
- ・ 現地ステークホルダーとの協議 (ガイドライン第 2.4 条) は協力準備調査期間及び EIA 報告書の調査期間に実施したが、住民協議の内容については、協力準備調査報告書内に記載の内容及び EIA 報告書の別添のみであり、それ以外の現地ステークホルダーと NWSC による会合や、やり取りについて、JICA には記録が残っていなかった。

(iii) 事実関係調査により確認した事実関係

<道路整備・橋梁建設と本事業の関係について>

- ・ 協力準備調査報告書、EIA 報告書及び本事業の合意文書において、申立人が要請する道路整備及び橋梁建設が本事業における NWSC の義務・責任に含まれることを示す記載はなかった。

<本事業における住民協議プロセスについて>

- ・ 協力準備調査報告書及び EIA 報告書に、2015 年から 2016 年にかけて、以下のとおり現地ステークホルダーへの説明や現地ステークホルダーとの協議が実施されたことが記録されている。なお、本調査においても、現地ステークホルダーから、本事業の開始前に現地ステークホルダーを参加対象とする会合が開催され、実際に参加しているとの話が確認された。
- ・ 2015 年に、NWSC が沈砂・沈殿池及び浄水場の用地取得の候補地の土地所有者を対象に住民集会を開催し、本事業の概要説明、事業実施や用地取得についての賛成・反対の意見交換、事業が実施された場合の当該土地への影響等について意見交換が行われた。また、2015 年には、現地ステークホルダーとの協議、及び経済社会状況を把握するための Focus Group Meeting、2016 年には、事業による影響を受ける住民向けの公聴会が開催されている。
- ・ (用地取得の候補地の土地所有者を対象とした住民集会)
 - ◇ 2015 年 9 月 9 日 (沈砂・沈殿池の用地所有者対象、20 名参加)
 - ◇ 2015 年 9 月 10 日 (浄水場の用地所有者対象、34 名参加)
 - ◇ 2015 年 9 月 11 日 (浄水場の用地所有者対象、7 名参加)
- ・ (経済社会状況を把握するための Focus Group Meeting)
 - ◇ 2015 年 10 月 9 日、Pokhara, Hemja (12 名参加)
 - ◇ 2015 年 10 月 10 日、Pokhara 27, Jhijhirka (12 名参加)
 - ◇ 2015 年 10 月 12 日、Pokhara Purunchaur (10 名参加)
- ・ (現地ステークホルダーとの協議)
 - ◇ 2015 年 10 月 8 日、Pokhara 27, Jhijhirka (24 名参加)
 - ◇ 2015 年 10 月 8 日、Lahachok Village (13 名参加)
 - ◇ 2015 年 10 月 9 日、Purunchaur-09, Purunchaur (21 名参加)
 - ◇ 2015 年 10 月 9 日、Pokhara 27, Hemja (8 名参加)
 - ◇ 2015 年 10 月 10 日、Pokhara 2, Bindabasini (5 名参加)
- ・ (EIA に係る公聴会)
 - ◇ 2016 年 3 月 18 日 (事業による影響を受ける住民向け、78 名参加)

<現地ステークホルダーの申入れに対する、JICA 及びネパール政府関係機関の対応>

- ・ 2019 年から 2021 年にかけて、JICA ネパール事務所又は事業担当部は、現地ステークホルダーからの要請について、継続的に、NWSC・事業コンサルタントに対して対応するように依頼するとともに、当該現地ステークホルダーに対して NWSC 等の関係当局に対して直接コンタクトするよう連絡を行っている。
- ・ 現地ステークホルダーからの要請に係る NWSC・事業コンサルタントの対応は以下のとおりである。
 - 現地ステークホルダーからの要請に対して、NWSC・事業コンサルタントは、2019 年以降、現地ステークホルダー、区関係者やポカラ市との間で複数回の協議を行っている。
 - NWSC・事業コンサルタントは、2020 年 3 月頃から、インフラ交通省道路局(Ministry of Physical Infrastructure and Transport, Department of Road)やポカラ市等の関係当局に対して、直接又は給水省(Ministry of Water Supply)を通じて、現地ステークホルダーの要請に対応するよう求めた。
 - NWSC は、2021 年に、現地ステークホルダーが要請する道路整備区間において浄水場につながる道路の一部の舗装 (3km の要請のうち 900m) を NWSC の予算において実施した。

(C) 本事業における用地取得に対する補償について

(i) 申立人の主張の要旨

- ・ 用地取得の対象となった土地の土地所有者は、自らの土地を一般的な(Prevailing)価格より安く提供した。
- ・ 本事業は、JICA が支援する大規模な事業であり、補償費の金額は低いとしても、コミュニティ開発や雇用があるとの説明を申立人は聞いていたので期待していた。なお、近隣で土地売買をした人から聞いた価格との比較に基づけば、用地取得の補償費の金額は市場価格の 1/3 程度又はそれを下回るものである。
- ・ 当時の区関係者によれば、補償費の金額が低い代わりに、コミュニティ開発が実現すると信じて、現地ステークホルダーを説得した。Chief District Office からも現地ステークホルダーを説得するよういわれた。

(ii) 事業担当部の説明の要旨

- ・ 用地取得の補償費の支払い実績は、JICA への報告対象に含まれておらず、NWSC から報告を受けていない。他方、苦情の有無及び対応状況についてはモニタリングシートで報告することになっており、定期的な報告を受けている。
- ・ 本事業の用地取得に係る補償について、JICA のガイドラインとネパールの法令との間に差異が確認されたが、NWSC が補償費の金額を再取得価格と同レベルとする方針を採ることについて NWSC と合意し、最終的な補償費の金額については Land Evaluation Committee が決定する方針と整理された。土地所有者は、Land Evaluation Committee により提示された価格に不服な場合や、用地取得全般について不服のある場合には、苦情の申立てが可能であることを協力準備調査時に確認している。
- ・ 協力準備調査時において、JICA と NWSC との間では、補償費を再取得価格と同レベルにすることを確認している。事業担当部は、本事業の実施段階において用地取得が完了したことを、事業コンサルタントを通じて把握した。

(iii) 事実関係調査により確認した事実関係

- ・ NWSC によると、用地取得プロセスは、Chief District Office が実施し、補償費の算出は、Land Evaluation Committee が実施する。NWSC は、同委員会が決定した補償費の金額を通知され、補償費の支払いのみを行い、補償の算定プロセスには関与していない。
- ・ ネパールにおいては、土地収用法（1977 年）に基づき、用地取得に係る苦情処理プロセスとして、土地所有者が用地取得又は補償費の金額に対して不服を申し立てることができるものとされている。
- ・ 現地ステークホルダーによれば、区や NWSC に対して直接、苦情や要望を伝えることができるとのことであり、現地調査時のヒアリングによれば、区に対して補償費の金額が低いとの申入れを行ったとの説明もあったが、かかる申入れを確認し得る客観的資料は確認できなかった。
- ・ 用地取得の対象となっていた土地の同一の土地所有者による、補償費の金額に関する訴訟が 2 件確認された。1 件目の訴訟については、不動産記録に土地所有者である原告の名前が記載されていなかったため、土地収用の通知が原告名義ではなされず、原告に対して適切な補償がなされなかったという事案において、裁判所が、当時の補償費の金額からインフレ率を考慮して補償費の金額を再決定するよう命じたものであった。そして、2 件目の訴訟は、上記判決を受けて再決定された補償費の金額について、原告が増額を求め更に争ったもので、裁判所は、補償費の金額の再評価額を増額する根拠は特に認められないとして、原告の請求を棄却したという内容であった。

これら 2 件の訴訟の判決は、いずれも補償費の金額が再取得価格であるか否かを判断するものではなかった。

- ・ なお、用地取得の補償費の金額が市場価格の 1/3 であったとする申立人の説明を確認し得る客観的資料は入手できなかった。
- ・ 協力準備調査報告書において、NWSC が、補償費の金額を再取得価格と同レベルとする方針であることが、JICA 及び NWSC の間で確認された。また、JICA は用地取得に対する補償が再取得価格を参照することにより支払われる予定である旨を給水省及び NWSC に確認した。さらに、JICA は、補償費の金額を再取得価格とすることが簡易的な Resettlement Action Plan（以下「RAP」という。）に含まれる旨の回答を、給水省及び NWSC から得た。なお、最終的な補償費の金額については、JICA 及び NWSC は、Land Evaluation Committee が決定するものであるという方針を採っていた。
- ・ 2017 年 2 月の段階では、本事業において、NWSC が RAP に基づき用地取得を実施し、モニタリングを行い、その結果を 3 ヶ月ごとに JICA に報告することが合意されていたが、JICA は、RAP そのものを入手しておらず、NWSC が、RAP に基づき用地取得を実施していたことまでは、確認していなかった。

(3) ガイドライン遵守・不遵守に係る事実の調査結果に基づく JICA のガイドライン不遵守の有無の判断

(I) 申立人が主張する被害に関する事実

本調査において、NWSC が 2021 年に、現地ステークホルダーが要請する道路整備区間において浄水場につながる道路の一部の舗装（3km の要請のうち 900m）を NWSC の予算において実施したことが認められるものの、申立人が要請する道路整備区間の全ての道路が舗装されているわけではなく、また申立人が要請する橋梁の建設は実施されていないことが認められる。

また、JICA ネパール事務所は、現地ステークホルダーから EIA 報告書の開示を求められていたが、開示を行っていない。

他方、本調査においては、農業収穫量の低下を裏付ける客観的な資料は確認されなかった。加えて、灌漑用水の漏水については、漏水が発生しているパイプラインを本事業も利用して導水しているものの、本事業において敷設されたものではなかったことが確認された。したがって、仮に灌漑用水の漏水によって農業収穫量の低下が認められたとしても本事業による被害であるとは認められない。

(II) ガイドライン遵守・不遵守に係る事実

(A) EIA 報告書の公開について

- ・ JICA は、EIA 報告書をウェブサイト等で公開していないが、ガイドライン上、本事業が属するカテゴリ B 案件については必ずしも EIA 報告書の公開は必須とはされていない。なお、ガイドライン第 3.2.1 条第(2)項第 2 号には、「1)環境アセスメント報告書・・・の提出があった場合は情報公開を行う。」と規定されているところ、本件において JICA は EIA 報告書の写しを入手していたものの、NWSC から正式に受領したという事実は確認されなかった。
- ・ また、ガイドライン上、「JICA は、・・・第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。」とされている（ガイドライン第 2.1 条第 5 号）。この点について、JICA ネパール事務所は、2019 年に、現地ステークホルダーから、本事業の EIA 報告書の開示を求められているが、JICA ネパール事務所はこれを受けて NWSC に対して、現地ステークホルダーからの EIA 報告書の開示に係る要請を関係当局と共有し、EIA 報告書の開示を求める助言を行っていること、その後も JICA ネパール事務所から現地ステークホルダーに対して、相手国等に直接コンタクトをするよう返信がなされていることが確認された。ガイドライン上、「プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国等が主体的に行うことを原則」とされていることを踏まえれば、JICA の対応がガイドラインに遵守していないとまではいえない（ガイドライン第 2.1 条第 1 号）。
- ・ なお、NWSC における EIA 報告書の開示について、ネパール法上の取扱いを現地法律事務所に確認したところ、本事業に適用される EPA 1997 では、EIA 報告書の承認後にインターネット等で一般に公開することは求められていないが、ネパールでは憲法上の権利として国民が政府機関の情報にアクセスする権利が認められているため、国民から EIA 報告書の開示について請求があった場合、NWSC 等の関係政府機関は開示しなければならないことが確認された。また、NWSC からも、国民から開示の請求があった場合、当該国民に対して申請フォームへの記入を求め、その記入内容を確認した後、原本の提示又は写しの提供により EIA 報告書の開示を行う体制をとっているとの説明があった。

以上のとおり、JICA が自ら EIA 報告書を開示していないことについて、審査役は、JICA のガイドライン不遵守の事実があったとはいえないものと判断する。

(B) 本事業に係る現地ステークホルダーとの協議・社会的合意について

- ・ まず、EIA 報告書の承認（2017年2月16日）前の現地ステークホルダーとの協議の状況をみれば、本事業については、2015年から2016年にかけて、現地ステークホルダー（Hemja、Jhijhirka、Purunchaur 等の住民）との間で、地域別に小規模の協議が開催され、その後、2016年3月には本事業の影響を受ける住民等の現地ステークホルダーが参加する公聴会が開催されている。なお、本調査においても、現地ステークホルダーから本事業の開始前にステークホルダーが参加対象となる会合が開催され、実際に参加しているとの話も確認されている。
- ・ EIA 報告書には、NWSC が本事業の実施により影響を受けるコミュニティに対してサポートを提供するべく EEP を実施することが盛り込まれている。EEP には、EIA 報告書の承認前に実施された上述の協議の中で現地ステークホルダーから提案された要望が一定程度反映されていることが確認された。
- ・ このように、本事業に関して、EIA 報告書の承認前に地域住民を含む現地ステークホルダーとの間で上記のとおり協議が行われていることが確認された。

- ・ また、EIA 報告書の承認以降についてみれば、①2019年から2021年にかけて、JICA ネパール事務所又は事業担当部は、現地ステークホルダーからの道路整備及び橋梁建設に係る要請を受け、継続的に、NWSC・事業コンサルタントに対して現地ステークホルダーからの当該要請について対応するよう依頼するとともに、当該現地ステークホルダーに対して、NWSC 等の関係当局に直接コンタクトするよう連絡を行っていること、並びに②NWSC が 2019 年以降現地ステークホルダーとの間で協議を行う等、JICA ネパール事務所からの働きかけに応じて、NWSC が対応していることが確認された。
- ・ ガイドラインは、「現地ステークホルダーとの協議を相手国等が主体的に行うことを原則」と定めた上で、「JICA は、カテゴリ B についても、必要に応じ、現地ステークホルダーとの協議を行うよう相手国等に働きかける」と定めている。これらの規定を踏まえれば、JICA が現地ステークホルダーからの要請に対して自ら直接対応しなかったとしても、必ずしもガイドラインの不遵守になるものとは認められない。

以上のとおり、現地ステークホルダーとの協議・社会的合意に向けた JICA の対応について、審査役は、JICA のガイドライン不遵守の事実があったとはいえないものと判断する。

(C) 本事業における用地取得に対する補償について

- ・ ガイドライン上、用地取得に対する補償は、「可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。」（別紙1 非自発的住民移転 2.）とされている。そして、「JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙1 に示す要件を相手国等に求め確認する。」と規定されている（ガイドライン第1.6 条第(2)項）。
- ・ JICA は、本事業に係る協力準備調査の中で、用地取得の補償費の金額に関してガイドラインとネパールの法令との間に差異があることを NWSC との間で確認した上で、JICA と NWSC との間では、補償費を再取得価格と同レベルにすることを確認している。また、JICA は、相手国等に対して用地取得に対する補償が再取得価格を参照することにより支払われる方針である旨を確認するとともに、補償費の金額を再取得価格とすることが RAP に含まれている旨の回答を得ていた。
- ・ 本調査において、以下の事項が確認できたものの、本事業の用地取得の補償費の金額が再取得価格を下回っているという申立人の主張を裏付ける客観的な証拠は確認できなかった。
 - 本事業においては、用地取得に対する補償費の金額は、再取得価格とすることが原則であるが、JICA 及び NWSC は、Land Evaluation Committee が最終的な補償金額を決定するという方針を採っていた。
 - 本事業において用地取得の対象となった土地の土地所有者に対し用地取得の補償が支払われた。
 - 用地取得の対象となっていた土地の同一の土地所有者による、補償費の金額に関する2件の訴訟について、当該訴訟の判決は、補償費の金額が再取得価格であるか否かを判断するものではなかった。
 - 用地取得に関して、上記訴訟のほか、実施機関や区へ苦情申立することができ、区への1件の苦情申立が行われたとの話があったものの、これを裏付ける客観的な資料は確認できず、その他現地ステークホルダーから苦情申立がなされた事実は確認されず、上記訴訟のほか、JICA は土地所有者との間で補償費の金額の争いがあるという認識はなかった。

以上のとおり、審査役は、本事業の用地取得の補償費の金額が再取得価格を下回っているという申立人の主張を裏付ける客観的な証拠は確認できなかった。したがって、用地取得に対する補償がガイドラインに沿って実施されることを相手国等に確認した JICA の対応について、明らかにガイドライン不遵守の事実があったとはいえないものと判断する。

(III) 最終結果

以上のとおり、審査役は、本件申立書を踏まえ広範な検討・調査を行ったものであるが、JICA のガイドライン不遵守の事実があったとまではいうことができないものと判断する。

ただし、審査役は、JICA がプロジェクトの実施にあたりガイドラインの遵守をより確実なものとするため、当時、EIA 報告書の公開に向けて、相手国等へ、どのようなより良いサポートが可能であったか、また、JICA における情報公開に向けた一層の努力をどのようになしえたかを検討することで、JICA が業務を改善できる余地があると考え

る。加えて、ガイドラインではカテゴリ B のプロジェクトに対しては EIA 報告書や環境許認可証明書、RAP は JICA への提出が公開の条件となっているものの、JICA が、当時、EIA 報告書の提出を NWSC に対し確認しなかったこと、同報告書に対する環境許認可証明書を直接確認することなく本事業を前に進めたこと、用地取得や住民移転の実施前に RAP の作成を相手国等と合意していたにもかかわらず、その内容を確認していなかったことについても、JICA が今後の業務改善を検討する際に、参考とすべき観点と思われる。

下記第 5 章においてこれらの点について詳述する。

第 4 章 対話の促進に関する現状

(1) 当事者間の認識の違いとその背景

EIA 報告書作成期間を含めた本事業の早い段階で、NWSC 及び事業対象地域に住む現地ステークホルダー間での公聴会を含めた対話や協議が一定回数実施されてはいたものの、現地ステークホルダーからの要望や意見を完全に聞き取り、記録するに至らなかったことが要因の一つとなり、当事者間の認識齟齬が始まったのではないかと推測される。

第 3 章に記載のとおり、NWSC は現地ステークホルダーとの協議を開催し、要望や意見を聴取していた。例えば、NWSC が主催した EIA 報告書作成時の公聴会（2016 年 3 月 18 日）で、参加者からは、学校や道路等を含むインフラの改善を求める意見が出されていた。また、EIA 報告書では、「緩和策」の一部として EEP が明記されており、地域での公共社会サービスの向上やインフラの改善についても記述があり、少額ではあるが、NWSC による、これらの活動への予算配分も書かれている。しかし、2016 年 3 月の公聴会以降、本事業の実施前（2017 年 2 月）までに、上記の現地ステークホルダ

一からの要望や意見への対応を協議したという記録は残っておらず、一部の現地ステークホルダーは、地域のインフラ開発や生計向上支援が進むことに期待を持ち続けた可能性がある。

申立人は、本件申立書に記述してきた自動車が通行可能な道路及び橋の建設についても、この地域のインフラ改善支援の一部として要望をあげていたと主張していた。このような状況下、EIA 報告書内で明記されている Corporate Social Responsibility (CSR) としての EEP については、NWSC が現地ステークホルダーからの要望をどのように整理し、EEP の選定及び策定に至ったのか等の記録は確認できなかった。要望として出てきた全ての道路や橋等のインフラ建設の費用は EEP の予算を超えており、NWSC が対応できる事業ではなく、結果的に現地ステークホルダー側の期待と、NWSC による提供可能な支援について、両者間での認識の差が生じていった可能性があったと考えられる。

また、本件申立書からは、現地ステークホルダーは農地をやや安価に提供する「代わり」に、上述の道路や橋の整備に期待をかけていたとも主張しており、この点も、現地ステークホルダーの期待と、NWSC が対応可能な地域のインフラ改善支援についての認識の相違が生まれる要因となったのではないかと思われる。

(2) 本事業における対話促進の課題と現地調査を通じた当事者間の情報共有

(I) 本事業における対話促進の課題

本事業の実施において、現地ステークホルダーから道路や橋建設の期待が寄せられていた一方で、EEP の不明瞭な位置付けと限られた予算、NWSC の業務所掌権限、職員数等の制約から、申立事項に記述されている要望や不満に関する対話を進めていくための基本的な課題があったと考えられる。

(II) 現地調査を通じた当事者間の情報共有

上述の状況ではあるものの、審査役が面談した関係省庁の政府高官及び現地ステークホルダー（申立人を含む。）の発言に基づく、概して、ネパール政府及び現地ステークホルダーによる日本政府と JICA に対する信頼と期待が大きいことを実感できた。審査役が現地入りし、面談やインタビューを求めたことで、関係省庁高官は、本事業の EIA 報告書の確認や、現在の状況等について、あらためて詳細を掌握すること等に努めていた。加えて、道路や橋建設については、インフラ交通省道路局、ポカラ市、NWSC の監督省庁である給水省の予算申請の状況についても調査を通じて確認した。NWSC は、2021 年 8 月、2023 年 4 月に給水省に、道路の舗装と橋の建設（導水管の橋を車両通行可能な橋にすること）について区からの要望に基づき、予算申請を求めるレターを发出

し、最終的にはインフラ交通省が財務省に予算申請をする可能性を探ってきている。審査役が、現地で調べた本年 6 月の時点では、2023 年 4 月に、給水省からインフラ交通省に予算を検討するよう依頼を行った事実までは確認できた。

審査役が政府高官との会議を持ったことで、彼らが、本件の現地ステークホルダーとの協議の中で出てきた地域のインフラ改善支援について不満を持っている現地ステークホルダーがいること等を認知し、且つ関係省庁が調整に努め、検討していく必要があることを認識してもらうことができたといえる。申立人は、本件申立書を審査役に提出したことによる身の安全を懸念し、個人情報非公開にして欲しいという要求を出しているため、審査役は当事者全員を集めて一堂に会する対話の場を設定することはできなかったが、政府関係者、ポカラ市、NWSC、区関係者、現地ステークホルダーと個別に面談し、それぞれの意見や状況を聴取し、関係者にフィードバックしたことで、特に住民レベルの状況を伝えるという情報共有を進め、関係者の認識を促すことができた。給水省の高官はポカラ市やインフラ交通省と協議しフォローアップをすると述べており、今後、関係省庁間での対話と調整が進むことを期待したい。

第 5 章 審査役による JICA への提言

本件申立に関し、上述の背景及び本調査結果に基づき、審査役は JICA に対して以下の提言を行う。これらが確実に実施されるよう、ご検討いただきたい。

(1) 情報公開：積極的な情報公開を進めるための努力の推進

現地ステークホルダーは本事業による影響や緩和策等に強い関心を持っており、EIA 報告書にはこれらの情報が含まれている。よって、相手国等による情報公開の実施を JICA としても積極的に支援するように、且つ、ガイドラインに則り、遅滞なく適時適切な方法で自ら情報公開するよう、努めていただきたい。

加えて、ガイドライン第 3.2.1 条第(2)項第 2 号に情報公開の対象として記載がある環境許認可証明書、RAP も同様に、相手国等と協議の上、速やかに、できる限り公開していくことが望ましい。特に、本事業のように環境レビュー段階で環境影響評価が実施されることが確認できている場合は、相手国との合意文書を交わす前に環境影響評価に基づく許認可を確認していることが想定されるため、少なくとも環境許認可証明書は公開されるよう努めていただきたい。

また、同様に、モニタリング結果の速やかな公開は非常に重要である。ガイドライン第 3.2.2 条第 7 号に則り、遅滞なく適時適切な方法で情報公開するよう努めていただきたい。また、NWSC によりモニタリング結果が速やかに公表されるよう、働きかけに努

めていただきたい。

(2) 現地ステークホルダーとの協議、社会的合意：ステークホルダーの意味ある参加が確保され、ステークホルダーの意見が意思決定に十分反映されることの確認

ガイドラインの理念（ガイドライン第 1.1 条）や重要事項（同第 1.4 条）、現地ステークホルダーとの協議（同第 2.4 条）で記載されている意味ある住民参加や協議の確実な実施が求められる。特に、プロジェクト実施前の早い段階（環境影響評価調査実施期間中等）における、現地ステークホルダーとの十分な協議が重要である。JICA は、本プロジェクトサイクル期間中（即ち、事後評価を実施するまでの期間）、土地を提供したことにより生計手段が変わった住民との協議を NWSC が丁寧に行っているかを確認し、必要に応じて NWSC の活動を支援するよう努めていただきたい。

(3) 用地取得：用地取得に関する補償プロセス（再取得価格）実施の確認

ガイドライン別紙 1 非自発的住民移転 2.には、「補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない」とあり、ネパール政府が、この点を確実に実施したかどうかを確認することは、JICA にとって非常に重要な作業である。特に、実際に再取得価格で補償されたか、相手国等の書類をベースに確認できるよう努めていただきたい。

協力準備調査報告書によれば、ガイドラインに沿った形で簡易 RAP を作成することが確認され、NWSC が RAP に基づき用地取得を実施することに合意していたが、今回の調査では RAP の存在や内容が確認できなかった。そのことから、相手国と JICA の間で合意した環境社会配慮事項を確実に実施するよう、努めていただきたい。

第6章 審査役の判断の根拠となった主な資料のリスト

No.	資料名
1	国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）
2	国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱（2010年4月）
3	本件申立書（2023年2月26日付）（添付文書21点を含む。）
4	事業担当部レスポンス（2024年6月10日付）
5	ネパール国ポカラ上水道改善計画準備調査報告書（平成28年（2016年9月））
6	環境影響評価報告書（2016年11月）(Environmental Impact Assessment (EIA) POKHARA WATER SUPPLY IMPROVEMENT PROJECT Kaski, Gandaki Zone Nepal (November 2016))
7	環境保護法（1997年）(Environment Protection Act 1997, English Translation)
8	土地収用法（1977年）(Land Acquisition Act 1977, English Translation)
9	本事業に係る合意文書
10	環境モニタリングレポート（月次・四半期毎、2019年9月～2024年6月）
11	現地ステークホルダー、NWSC、事業コンサルタント等との間の会議議事録（2021年11月16日）(Minutes of Meeting among Local Stakeholders, NWSC, the project consultant et al. dated November 16, 2021)
12	「ネパール国 ポカラ上水道改善計画 住民苦情の状況について」と題するメモ（2021年11月25日更新）
13	JICA ネパール事務所とNWSC/事業コンサルタント間、及びJICA ネパール事務所と現地ステークホルダー間の関連交信録

以上

付属資料

- 付属資料 1 異議申立書（原本：英語）
- 付属資料 2 予備調査結果
- 付属資料 3 事実関係調査のために実施したヒアリング概要
- 付属資料 4 ネパール国ポカラ上水道改善計画事業の概要

Date: 26 February 2023

To: The Examiners for the JICA Guidelines
Japan International Cooperation Agency (JICA)

Names of the Requesters

Contact information of the Requesters:

Address:

TEL:

FAX:

E-mail:

Our names should be kept confidential and not passed to the Project Proponents, government agencies, or JICA's Operational Departments.

Yes • No (Circle one.)

1. Project with respect to which the objections are submitted

- Country name: Nepal
- Project name: Project for Improvement of Water Supply in Pokhara
- Project site: Pokhara Metropolitan City
- Project outline

2. Substantial damage actually incurred or likely to be incurred by the Requesters:

The people have given their land to the project with the hope and understanding that the project will support through various activities for the upliftment and enhancement of living condition of local people. But the project personnel did not give appropriate attention to solve the issues of local people.

3. Resolution desired by the Requesters:

(In addition to the desired resolution, the Requesters may indicate whether they wish the Examiners to put more focus on conflict resolution or on compliance review, or both in equal measures.)

We requested to construct motor able road (about 4.0 km) with Blacktop from Water Treatment Plant to Puranchaur (the area where most project affected people live) and construction of motorable bridge over Seti River near Puranchour baura to Marenghat Hemja.

Proposed road and bridge are equally important to NWSC (Water Supply service provider) which is being ignored. Project personnel promised several times to provide road and bridge facilities during meeting and discussion with local community. But now, at the time of completion of project, project officials have not given attention to local people grievances despite regular request and follow up.

Please refer to several communications in this regard Construction in the Annexes.

4. Requesters' efforts to engage in dialogue with the Project Proponents (including grievance redress

Mechanisms):

(If the Requesters are being prevented from having a dialogue with the Project Proponents due to Uncontrollable circumstances, describe the obstacles faced by the Requesters.)

We could not understand why even JICA also not responding our emails to address our issues despite continuous follow up from our side. Please find the email in the Annex:

5. Requesters' efforts to engage in dialogue with JICA's Operational Departments:

(If the Requesters were not satisfied with the response of JICA's Operational Departments, the Requesters may describe the reason for their dissatisfaction.)

This corresponds to our response on # 4

6. If the Request is submitted by a representative, explanation on the necessity for submitting the Request through the representative, with an attachment of evidence that the representative has been duly authorized by the Requesters:

In addition to the above, it is desirable to include the following information in the Request:

7. Provision of the JICA Guidelines breached by JICA and facts constituting the JICA's noncompliance, as alleged by the Requesters.

People of this village agreed to give up their agricultural land (where project infrastructures are constructed and laid) for the project with the hope that the community would get support in developing necessary infrastructures for improving the marketability of their agricultural products. As the project did not construct the road and motor able bridge over Seti River, it is the breached of understanding with the poor people who sacrificed their land for the good of the city dwellers benefit. This has affected their rights to have the access to the market and bring improvement in their wellbeing.

8. Cause-and-effect relationship between JICA's non-compliance with the JICA Guidelines and the damage.

Unfulfillment of the request of the community will ultimately tarnish the image of JICA in general and Government of Japan in particular amongst the families that were negatively affected by the project. In addition, it also breaches JICA's commitment of the development project to be socially equitable. While JICA is helping the city population to meet their water shortages, it should not be done at the cost of loosing the farm lands of the poor people. Some people would argue that the government has paid compensation for the land accusation, but it has used the state power to forcefully vacate the land for the development.

The Requesters hereby certify that all the matters described here in are true and correct.

2024年5月31日
独立行政法人国際協力機構
異議申立審査役

検討結果

1. 申立書の形式要件

全ての必要項目につき英語で記載されている。

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

異議申立はプロジェクトの実施される国の2名以上の住民によりなされている。

(2) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、JICAの協力事業であることが確認されている。

(3) 期間

案件に関するカテゴリ分類結果の情報公開以降、案件が終了するまでの期間に異議申立がなされている。

(4) 申立人に対して生じた具体的被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性

申立人は、申立人に対して生じた現実の被害または相当程度の蓋然性で将来発生すると考えられる被害について記載しており、更なる調査が必要。

(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

申立人は、不遵守の条項および事実について相当程度合理性が認められる記載をしており、更なる調査が必要。

(6) ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

申立人は、JICAのガイドライン不遵守と現実の被害または相当程度の蓋然性で将来発生すると考えられる被害との因果関係を記載しており、更なる調査が必要。

(7) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立書では、申立人はプロジェクト実施主体との協議を試みたことが記載されている。

(8) JICA との協議の事実

申立人は事業担当部署と協議を行っている。

(9) 濫用の防止

申立書からは濫用の懸念はないと考えられる。

[END]

事実関係調査のために実施したヒアリングの概要

審査役は、異議申立手続要綱に基づき、以下のとおり調査を行った。

1. 本件申立に関する事業担当部へのヒアリング（2024年6月10日）
面談者：資金協力業務部（現在）、審査部（現在）
2. 上記1. を踏まえた事業担当部レスポンス（同年6月10日付）及び
関連資料の確認並びに検討
3. 掛川審査役による現地調査（同年6月17日～6月21日）
面談者：申立人を含む現地ステークホルダー、NWSC（本部及び
ポカラ事務所）、区(ward)関係者、ポカラ市、インフラ交通省道路局、
給水省、森林環境省、JICA ネパール事務所
4. 事業コンサルタントへのヒアリング（同年7月2日）
面談者：本事業の事業コンサルタント
5. JICA ネパール事務所への追加ヒアリング（同年7月8日・9日）
面談者：JICA ネパール事務所（当時）
6. 事業担当部への追加ヒアリング（同年8月5日、同月9日）
面談者：地球環境部（当時）、審査部（当時・現在）、資金協力業務
部（当時・現在）

ネパール国ポカラ上水道改善計画事業の概要

案件名	ポカラ上水道改善計画
E/N 締結日	2017年2月15日
G/A 署名日	2017年2月15日
供与限度額	4,813,000,000 円
施主	ネパール水道公社(Nepal Water Supply Corporation: NWSC)
実施機関	給水省(Ministry of Water Supply)
コンサルタント	八千代エンジニアリング株式会社
業者	株式会社安藤・ハザマ
事業目的	本事業は、浄水施設、配水池、導・送・配水管、給水メータ等の整備を実施することにより、給水水質・給水頻度等の水道サービスの改善及び NWSC ポカラ支所の料金徴収の増加を図り、もって NWSC の財務基盤の強化及びポカラ市住民の生活環境改善に寄与するもの。
主な事業内容	<p>【施設建設】 導水管 (約 2km) 沈砂沈殿池 (処理能力 42,000 m³) 浄水場 (処理能力 41,000 m³) 送水管 (約 8km) 配水池 配水管 (約 89km)</p> <p>【施設改修】 既存貯水池 既存井戸 (3 か所)</p> <p>【機材】 水質検査機器、小型掘削機、管探知機、バルブ探知機</p>
完工時期	2024年8月12日完工・引渡し